

12月3日から12月9日までは



「障害者週間」とは、障害者基本法の改正により、広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めることなどを目的として設定されました。この機会に障がい者に対する理解を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合える共生社会を目指しましょう。

障がい者とは

心身の機能に障がいがあることによって、その障がいや社会における事物、慣行等により継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人をさします。

障がい者への対応の基本

① 障がい者の実際をよく理解しましょう



見た目では
わからない
人もいるよ

障がいの種類や個人の障がいの程度によって対応の仕方が異なります。相手の身になって、本当に必要とされている支援をよく見極めることが大切です。

そのためには、ながふく商店(※)等で障がい者と話をするなどして、障がいについて理解することがとても重要となります。

② 積極的に声をかけましょう

特別に意識
しないで気軽に
声をかけてね



駅や交通機関、お店や施設で障がい者が困っていたら積極的に声をかけてください。

③ おだやかな口調で話しかけましょう



びっくりしちゃうから
ゆっくり丁寧に

障がい者の中には、薬の服用で脳の働きがゆっくりしている人や、何かの拍子に興奮したり、パニックになったりする人がいます。話すときはできるだけゆっくりおだやかに、理解できるまで繰り返し説明してください。もし興奮してしまっても、ゆっくりやさしい口調で話しかけ落ち着かせるようにしてください。

※ながふく商店について

市内の障がい福祉事業所で作っている物品の販売会「ながふく商店」を下記の会場で開催しています。ぜひお越しください。

また、市HPには各事業所の詳細をまとめたカタログも掲載しています。

- 市役所〈正面玄関(雨天時は北庁舎)〉毎月第1・第3金曜日の11:00~13:00(雨天時は12:00~13:00)
- 福祉の家〈ボランティアセンター前〉毎月26日(ふろの日)11:00~15:00
- アピタ長久手店〈1階南出入口(その他出展の状況等により変更の可能性有)〉毎月第1土曜日の11:00~15:00

ながくて独自
なんだって

